

新しい司法書士像を求めて

# ザ・フォーラム

《季刊》2003.1 No.53

発行

司法書士・行政書士  
丹羽正夫事務所

〒461-0017  
名古屋市東区東外廻町32  
番地 鈴木ビル4F  
TEL 052-962-9693  
FAX 052-962-9633  
E-mail info@aiwaoffice.com  
URL <http://www.aiwaoffice.com/>

登記・法律問題など、  
お困りのことがござい  
ましたら、お気軽にご  
相談ください。



## 新たな挑戦

司法書士 丹羽正夫

新年あけましておめでとうございます。本年も変わらぬご愛顧を賜れますよう、お願い申し上げます。

昨年四月に成立した改正司法書士法が本年四月一日に施行されます。このたびの改正は、一昨年六月に公表された司法制度改革審議会の意見書が反映されたものであり、「国民に身近で利用しやすい司法」に改革するための一環として実現したものです。司法書士制度一三〇年の歴史においても、今回の改正は画期的なものであり、先達の長年にわたる実績と努力が評価されて、悲願が実現したものと いえます。

改正法の内容は多岐にわたりますが、何と云っても簡易裁判所における訴訟代理権が付与されたこと、併せて法律相談権と和解・調停の代理人となることが認められたことが最も大きな柱です。このことは、司法書士が法律家として法制度の上からも認知されたことであり、市民のために果たす役割が極めて大きくなくなったことを意味します。つまり、職域と権限の拡大が図られたのです。

これは一方で、私通司法書士の「責任」も極めて重くなってくることを意味します。つまり、法律家として果たすべき責任が社会全

体から問われることになるからです。これまでの司法書士は、ある面では当事者間の法的要請を実現していくための黒子的な存在として活動することが多かったように思います。すなわち、華々しい活躍をして社会から注目されるのが少なく、地味な存在ながら社会的有用性を発揮してきました。このことは、司法書士という職業が市民からあまり認識されてこなかったことにも重なります。

しかし、これからの時代、司法書士は法律家として、新たな挑戦を期待されるべきです。それは、法律家であるならば当然に指向しなければならぬ「基本的人権の擁護」であり、「社会正義の実現」です。日々の執務姿勢は、この点を強く意識して臨まなければならなくなるでしょう。広く社会・市民のための奉仕的な活動も求められるでしょう。これを実現するためには、司法の性格上、時に権力と対峙するということを司法書士にも市民が期待するのは当然です。

新春にあたり、改正司法書士法の理念を十全に実践しつつ、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資するためにはどうあるべきなのか、そして市民のための法律家の役割とは何かについて真剣に考えてみる所存です。